

審査基準及び標準処理期間

所属名	総合政策環境部大学政策課
内線番号	4526

No.	項目	内容
①	処分名	公立大学法人の定款変更認可
②	法令名	地方独立行政法人法
③	法令番号	平成15年7月16日法律第118号
④	根拠条項	第8条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(定款) 第八条 2 定款の変更は、設立団体(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
⑦	審査基準	公立大学法人の設立、定款の変更、開催及び合併の認可の基準
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	—
⑫	問合せ	大学政策課大学政策係(075-414-4526)
⑬	備考	